

保証書 (C-1100)

当該様式は、据置担保以外の担保を提供する場合に使用する。

なお、本文の「輸入申告（輸入許可前貨物引取承認申請）」の箇所は、担保の提供原因に応じ、抹消又は訂正して使用する。

（例）再輸出免税に係る担保の場合…「再輸出免税を受ける貨物」と記載する。

「保証人」の項には、保証をする銀行等の住所及び名称並びにその銀行等の代表者（例えば、支店長）の氏名を記載し、あらかじめ届け出た職印を押す。

「適用法条」の項には、担保を提供する根拠とされる法律名及び条、項を記入する。例えば、「関税法第73条第1項、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第9条第2項及び地方税法第72条の100第1項」と記入する。

「税額」欄には、関税及び消費税・地方消費税等に係る保証限度額を記載する。

保証書（据置担保用）(C-1105)

当該様式は、据置担保として「保証書」を提供する場合で、保証期間の自動更新を行わない場合に使用する。

- (1) 一括担保の場合の宛先は、すべての対象税関官署の長名を連名で記載する。
- (2) 「担保の区分」欄中「官署別担保・一括担保」は提供する担保に応じてどちらかを○で囲む。

（注）「担保の区分」欄中の「官署別担保」とは、一の税関官署で使用する据置担保であることを示す。

- (3) 上記以外の記載については、保証書 (C-1100) に準ずる。

保証書（据置担保用）(C-1106)

当該様式は、据置担保として「保証書」を提供する場合で、保証期間の自動更新を行う場合に使用する。

なお、記載については、保証書（据置担保用）(C-1105) に準ずる。